

## 横浜市高齢者生きがい活動促進支援事業実施要綱

制 定 平成 30 年 6 月 1 日 健地包第 112 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市高齢者生きがい活動促進支援事業（以下、「本事業」という。）は、高齢者等が主体となって行う介護予防、生活支援の活動や、多世代交流等の共生の居場所で行う活動の立ち上げを支援することを目的とし、本事業の実施にあたって必要な事項については、厚生労働省が定める高齢者生きがい活動促進事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び国実施要綱の例による。

（支援する事業の内容）

第 3 条 本事業が支援する事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすボランティア活動を立ち上げる事業とする。

- (1) 地域の高齢者の課題の解決に資するものであること。
- (2) 当該ボランティア活動により得られた収入の一部が、担い手となる高齢者に支給されるものであること。
- (3) 高齢者等が主体となって行う介護予防、生活支援の活動や、多世代交流等の共生の居場所で行う活動であること。

2 前項で定める事業を、横浜市高齢者生きがい活動促進事業という。

（委任）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。